

団体割引
20%

過去の損害率による割増20%
(所得補償保険ロングタイプを除きます。)

まい・じー・じー・ム

ライフスタイルに合わせて選べる保険
従業員や家族も一緒にご加入できます!

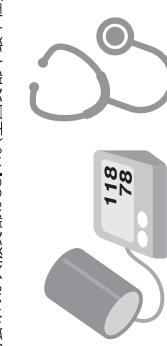
*1 この広告は「体に気をやさす」と「たこ焼きをあげる」というイメージです。たこ焼きはここでもおいしい大阪のソウルフードです。

にも気がつてや。
まわしあがん!



大阪府民の健康寿命^{※2} (2016年度)

50.6% (全国32位)
(協会けんぽ大阪支部は33.4% (全国支部中最下位))



出典「厚生労働省ホームページ」

*2 健康寿命とは、健診上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。
出典「第5回健康日本21(第一次)推進専門委員会 資料」

けんしん、行かなあかん! 「安心・安全・健康」な大阪に!



本番広報担当取扱
のぞみ。

このパンフレットは、概要を説明したもので、詳しい内容については、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
※「まい・じー・じー・ム」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のヘッド・ネームです。

〒540-0029 大阪市中央区本町2番5号 マイドームおおさか6階
TEL 06-6977-4370～4371 FAX: 06-6947-4374
H P: www.majido.jp

取扱代理店

引受け保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪府金融公務部 第一課
大阪市西区江戸堀1-1-14 損害保険ジャパン肥後橋ビル
TEL 06-6449-1050 FAX 06-6449-1388
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

大阪府民の「安心・安全・健康」を応援します!

もしも時のために、入っておけば安心です。

団体保険ってどんな保険なの?

団体割引
20%

団体で加入のため、保険料が割り安



※過去の損害率による割増20%も適用されます。(所得補償保険ロングタイプを除きます。)



病気からレジャーまで
幅広く補償

年齢やライフスタイルで必要な補償・保険は変わります。
ご自分にあった保険を選べます。

従業員や家族も
一緒にご加入できます!

加入者が法人の場合は、役職員(パートタイマー・アルバイト・臨時雇用を含みます。)および役職員と同居の家族までご加入できます。
また、加入者が個人の場合はご本人および同居の家族までご加入できます。

加入手続きについて

加入対象者

大阪府中小企業団体中央会の会員企業もしくは、役職員(パートタイマー・アルバイト・臨時雇用を含みます)。

個人契約 加入者が個人の場合は、ご本人およびその家族までご加入できます。

※家族とは、配偶者、子供、両親、兄弟および同居している別族などに同じしている使用人をいいます。

ご注意 本制度にご加入いただける経営者さまおよび従業員さま

①組合確認 中央会加入組合がどうか確認してください。

②企業確認 中央会所属組合加入企業がどうか確認してください。

③勤務確認 中央会所属組合加入企業に勤務しているかを確認してください。

保険料

保険料控除

- 法人等が保険料を負担して役職員の方が全員加入される場合、その保険料は金額削減金が必要な場合を除けます。
- 傷害総合保険は介護医療保険料控除の対象外です。(2022年2月現在)※税法上の取扱いについては、税制改正により変更される場合があります。詳しくは税理士等にご相談ください。

ご契約の継続

- 加入条件を満たさない場合、ご継続できません。
- 【加入条件を満たさない例】
勤務先を退職したとき、勤務先の会社が倒産したとき、勤務先の企業が組合を脱退したとき、所属組合が大阪府中央会を脱会したときなどです。詳しくは税理士等にご相談ください。

口座引落しができなかった場合

- 口座引落しができなかつた場合は、その翌月に2回分をあわせて引落します。2か月連続で引落しができなかつた場合は、最初に引落しができなかつた月の前々月の日に引き戻しとなります。引き戻し料などはございません。

制度運営費

- 保険料とは別に、加入依頼書1枚につき月50円の制度運営費をご負担いただきます。制度運営費は本制度運営上の通信・連絡経費などに充てられます。

団体割引と定足数

- 団体割引による割増率による割増率は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。
次年度以降、割増率が変更となることがありますので、あらかじめ了解ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立せんので、ご了承ください。

1 病気の保険（新・団体医療保険）

[医療・保険基本特約・疾病保険特約]団体総合保険]

●保険金のお支払方法等重要な事項は、18ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

病気^{*}による日帰り入院^{※1}・手術を補償！(*がんを含みます。)

○保険の特長

■ 疾病による入院・手術を補償します。

▶ 入院保険金は1日目(日帰り入院^{*}を含みます)からお支払いします。

▶ 入院保険金は1回の入院で120日までお支払いします。(ご継続の保険期間を通じて1,000日限度)

▶ 手術保険金は何回でもお支払いします。(一部の軽微な手術は対象外)手術の種類によつてはお支払いできる回数に制限があります。^{※2}

※1 日帰り入院^{*}とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同様な形で病室を使用した場合等のことです、「入院料」の支払いの有無で判断します。

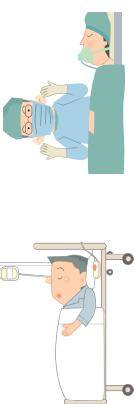
※2 手術を受けたときにお支払いします。(一部の軽微な手術は対象外)手術の種類によつてはお支払いできる回数に制限があります。^{※2}

○こんな時にお役に立ちます

詳しいプランは次ページへ！

■ 基本補償

■ 病気による入院や手術
日本国内・国外を問わず、保険期間中に疾病を被った場合対象になります。



外来手術



○先進医療等費用補償特約とは？

■ 病気またはケガにより、日本国内で先進医療等(先進医療や臓器移植術)を受けた場合に負担した費用等を補償します。

■ 入院せず、外来で先進医療等を受けた場合にも、お支払いの対象となります。

■ 「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行つ高难度な医療技術をいいます。

■ 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sei/sensinryo/kikan.html)

先進医療の技術料を特約でカバー

○告知書の内容によりご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
<告知の大切さについての「ご説明>
○告白書はお書き込み(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話しません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。

○一般治療どの方がいいは？

健康保険の適用対象外のため、先進医療に係る費用は全額自己負担となります。
ただし、通常の治療と共通する部分(診療・検査・投薬・入院料等)については健康保険適用となります。
先進医療にかかる技術料は、先進医療の種類や病院によって異なります。

新規・補償の増額をされる方は、告知書が必要です ▶ P18参照

保険料と保険金額(保険期間：1年間、団体割引20%、過去の損害率による割増20%)

保険料払込方法：12分割月払 手術保険金倍率変更額および重大手術保険金倍率変更特約セット		保険料と保険金額(保険期間：1年間、団体割引20%、過去の損害率による割増20%)					
ご加入コース		MA	M1	M2	M3	M4	
疾病入院保険金		1日あたり 5,000円				1日あたり 3,000円	
疾病手術保険金		外来の手術：入院保険金日額の5倍 重大手術の場合：入院保険金日額の40倍				入院保険金日額の20倍	
三大疾病診断保険金		100万円				50万円	
疾病入院一時金		10万円				5万円	
介護一時金		-				-	
先進医療等費用		300万円				-	
疾病葬祭費用		-				-	
月払保険料	満0～24歳	510円	530円	470円	340円	290円	
	満25～29歳	770円	800円	730円	500円	440円	
	満30～34歳	1,030円	1,080円	990円	650円	580円	
	満35～39歳	1,250円	1,330円	1,210円	770円	690円	
	満40～44歳	1,580円	1,740円	1,540円	980円	860円	
	満45～49歳	2,200円	2,520円	2,160円	1,400円	1,200円	
	満50～54歳	3,060円	3,590円	3,020円	1,980円	1,670円	
	満55～59歳	4,560円	5,420円	4,520円	2,980円	2,490円	
	満60～64歳	6,440円	7,930円	6,400円	4,300円	3,510円	
	満65～69歳	9,160円	11,670円	9,120円	6,310円	5,020円	

●保険料は、保険治癒日(付加入日)時点での満年齢によります。

●年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は、中途加入日時点)の満年齢とします。

●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険期間時点での満年齢による保険料となります。

●新規加入は満60歳まで、更新加入は満79歳までご契約いただけます。

●新・団体医療保険は介護医療保険料控除の対象となります。なお、疾患葬祭費用補償特約保険料は対象となりません。(2022年2月現在)

オプション補償

■ 先進医療費用

オプションで最高保険金額3000万円
もしくは100万円をセレクトできます。



がんによる入院

■ 介護一時金

疾病や傷害により所定の要介護状態に該当され、その状態が所定の期間を超えて継続したときに保険金をお支払いします。



外来手術

■ 疾病葬祭費用

疾病で亡くなられ、親族が葬祭費用を負担されたときに保険金をお支払いします。

■ 介護一時金

疾病や傷害により所定の要介護状態に該当され、その状態が所定の期間を超えて継続したときに保険金をお支払いします。

先進医療の技術料を特約でカバー

○告知書の内容によりご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
<告知の大切さについての「ご説明>
○告白書はお書き込み(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話しません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。

ご注意

○告知の大切さについての「ご説明>
○告白書はお書き込み(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話しません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。

2 がん保険 (がんに特化して補償を手厚くするプランです。)

[医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険]

- 保険金のお支払方法等重要な事項は、18ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

がん診断確定時から外来治療まで!
病気の保険にご加入の場合は、病気の保険とは
別途にお支払いします!

○ 保険の特長

■ がんと診断確定されたときには
がんと診断確定されたときには何度でも診断保険金をお支払いします。(ただし2年に1回を限度とします。)

■ 手術を受けたときには
外来の手術については、がん入院保険金日額の5倍、入院中の手術については20倍、重大な手術については外來が入院中かにかかわらず40倍をお支払いします。

■ 入院時は1日目から無制限補償(そのがんの治療目的のものにかぎります。)
1日目から日数無制限ですので、安心して治療に専念できます。

■ 入院を伴わない通院や往診だけのがん治療も補償!!(がん外来治療保険金)
「がん」の治療を直接の目的として外来治療を受けたとき、1日目から120日を限度にがん外来治療保険金日額をお支払いします。(1日につき)

■ 白血病、がんの初期症状にみられる上皮内がん(初期段階のがん)も対象
がんが上皮内にこどもつており、治療により転移することなく完治することが多い、上皮内がんも補償の対象となります。

※ご加入年度のみ、保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその後の日を含めて90日は待機期間となり、その後に発病したがんは補償の対象外です。

※入院・外来治療は、がんの治療目的のものにかぎられます。

○ こんな時にお役に立ちます

■ がんによる入院や外来治療



新規・補償の増額をされる方は、告知書が必要です ▶ P18参照

保険料と保険金額(保険期間:1年間、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セレクト

保険料払込方法:12分割月払、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セレクト

補償内容	加入タイプ(型)	SK0	SK1
がん診断保険金 (がんと診断されたとき何度でも。 ただし2年に1回限度)	がん診断保険金 (がんと診断されたとき何度でも。 ただし2年に1回限度)	100万円	200万円
がん入院保険金	がん入院保険金	7,500円	15,000円
がん手術保険金	がん手術保険金 (重大手術以外の場合)入院保険金日額の40倍 (重大手術以外の場合)入院保険金日額の20倍・外来の手術・外来の手術・入院保険金日額の5倍		
がん外来治療保険金 (120日限度)	がん外来治療保険金 (120日限度)	5,000円	10,000円
先進医療等費用補償特約	先進医療等費用補償特約	300万円	300万円
満年齢区分	満0~24歳	190円	320円
この月払保険料	満25~29歳	210円	360円
満30~34歳	350円	650円	
満35~39歳	490円	910円	
満40~44歳	710円	1,350円	
満45~49歳	1,270円	2,480円	
満50~54歳	2,050円	4,030円	
満55~59歳	2,900円	5,730円	
満60~64歳	4,080円	8,100円	
満65~69歳	5,950円	11,840円	

(ご注意ください)
ご加入初年度の保険期間の開始日からその後の日を含めて90日を経過するより前に診断確定されたがんについて、保険金をお支払いできません。また一部の疾病群について保険金をお支払いの対象外とする条件(「特定疾患等対象外特約」)でご加入の場合、その疾患群およびその疾患群の疾患を原因とするがんについては保険金をお支払できません。

● 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

● 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は、中途加入日時点)の満年齢とします。

● ご加入は年ごとの更新となりますので、更新時の保険料は、更新料となります。

● 新規加入は満6歳まで、更新加入は満79歳までご要約いただけます。

● 新・団体医療保険は介護保険料控除の対象となります。(2022年2月現在)

がん保険に関するミニQ&A

Q1 もしあがんになつたら、病気の保険とがん保険の両方から保険金が支払われるの?

Q2 がんになり、保険金を受け取つても、契約は継続できるの?

はい。保険金をお支払いした後も契約をご継続できます。
ただし、疾患入院保険料は、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000円が限度となりますので、
がん保険にお支払いをします。

1,000円分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることができます。

● 告知書の内容によりご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

<告知書の大切さについてのご説明>
○ 告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままでご記入ください。

○ 告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままでご記入ください。

○ 告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままでご記入ください。

※ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報の「説明」)を必ずお読みください。

Q3 がんによる入院 がんと診断された時の診断保険金

がんによる手術 がんの先進医療費用

ご注意

3 4 所得補償に関する保険 (1年タイプ)(ロングタイプ)

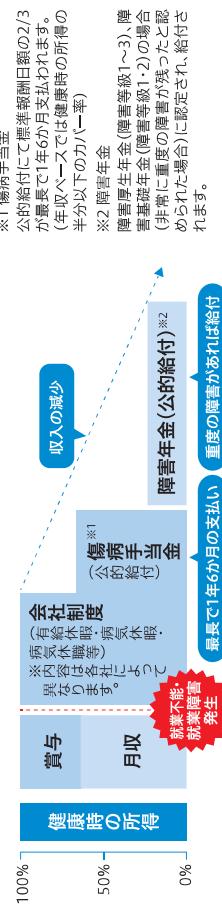
もしメンタルヘルスの不調を含む病気やケガで長い間働けなくなったらどうしよう?

○ 収入減は会社や公的な給付でどれだけカバーできる?

■ 就業不能・長期就業障害の時、会社や公的な給付だけで生活を維持するのは困難です。

一定期間は会社制度からの傷病手当・給与等により収入が確保できますが、休業が長期間にわたりればいずれ収入が途絶えることに。公的給付も、傷病手当金が最も長く1年6か月支給されるほか、傷病の程度により障害年金が給付されます。収入は大幅に減少します。

■ 万一長期の就業障害になったとき、収入の減少は止まりません



※1 傷病手当金
公的給付にて標準報酬日額の2/3
が最長で1年6か月支払われます。
(年収ベースでは医療費まで加算あります。
※2 障害年金
障害厚生年金(障害等級1~3)、障
害基礎年金(障害等級1・2)の場合は
(非常に重度の障害が残つたと認
めた場合)に認定され、給付さ
れます。

○ 生命保険に入りたい人には大丈夫?

■ 現状 一般的な生命保険では就業不能・長期就業障害による収入減は保障されません。

生命保険は死亡時の遺族のための保障です。また、入院特約・医療保険等は入院や治療のための支出増の費用を保障するもので、働けない時の収入の減少を保障するものではありません。

収入減(生活費のため)		支出増(医療費)のために					
	就業不能、長期就業障害	死亡	病気	ケガ	入院	手術	通院
各種保険							
生命保険	●	●	●	●	●	●	●
傷害保険	▲	▲	▲	▲	●	●	●
医療保険・入院特約	▲	▲	▲	▲	●	●	●

この部分のリスクに対しては、個人で加入できる保険ではカバーできないのが現状です。

○ 住宅ローンはどうなるの?

■ 住宅ローン利用時にご加入の「団体信用生命保険」では保障されないリスクがあります!



○ 障害が残つたら家族はどうなるの?

■ 看護で家族の仕事が制限されることも、
病気やケガにより障害が残つてしまふ場合には、家族による看護が必要になることがあります。
その場合には家族の仕事等が制限されることもあります。

3 所得補償保険（1年タイプ）

4 所得補償保険（ロングタイプ）

所得補償保険（ロングタイプ）

●保険金のお支払方法等重要な事項は、18ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

○保険の特長

■ 万ーの病気やケガに安心補償

（支払対象外期間を超えた8日目から最長1年間）
(国内外を問わず、病気やケガで働けなくなり、継続して就業不能である期間が7日を超えた場合に補償します。)

■ 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養の場合も補償

入院でも医師の指示による自宅療養でも、就業不能期間の所得を得て補償します。

■ 精神障害による就業不能も補償します。（精神障害拡張補償特約）

【お支払いの対象となる主な精神障害】気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能など
【お支払いの対象となる主な精神障害】アルコール依存、薬物依存など

○こんな時にお役に立ちます

■ 病気やケガによる入院、医師の指示による自宅療養

日本国内・国外を問わず病気やケガで就業不能となった場合、所得を得て補償します。

■ 保険料と保険金額（保険期間：1年間、対象期間：60歳まで、支払対象外期間：365日、団体割引20%）

保険料払込方法：12分割月払 精神障害拡張補償特約セット



医師の指示による自宅療養



ケガによる入院



病気による入院

1口(月額補償5万円)あたりの月々の保険料									
年齢別 [加入コース]	満年齢 15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳
1級(51)	265円	385円	435円	540円	670円	835円	1,000円	1,160円	1,225円
2級(52)	305円	440円	500円	620円	770円	965円	1,150円	1,335円	1,405円
3級(53)	360円	515円	590円	725円	905円	1,130円	1,350円	1,555円	1,650円

- 保険料は、保険開始日～中途加入日時点の満年齢によります。・年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合）の満年齢となります。
- 契約更新時は、更新後の保険期間の初日時点での満年齢による保険金額（または保険料）が変更になります。
- 所得補償保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2022年2月現在）
- 保険金額は二加八直前12か月の平均所賃額の範囲内に、健常保険などの公的医療保険制度からの給付額も考慮のうえお決めください。
- 加入限度口数は、お一人さま最高6口までとなります。

所得補償保険種別

1級・小児・赤ちゃん、理学療法士、看護師、電気工、機械工、配管工、溶接工、技師（危険物を取り扱っている方）など
2級・デザイナー、自動車運転者、自動車整備士、大工、機械工、配管工、溶接工、技師（危険物を取り扱っている方）など
3級・自動車運転者、自動車運転者、自動車整備士、大工、機械工、配管工、溶接工、技師（危険物を取り扱っている方）など

- 告知の内容によりご加入をご断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
- 告知の大切さについてのご説明>
 - 告白書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままでご記入ください。
 - 告白書はお読みください。ご契約の内容だけではなく、ご契約料金もご記入ください。
 - 年齢区分は「お読みください」ことになります。
 - ご加入限度口数は、「お読みください」ことになります。
 - 年齢区分55～59歳の対象期間は、「一律、年間」となります。
 - 年齢区分55～59歳の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。（2022年2月現在）

- 保険金のお支払方法等重要な事項は、18ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
- 保険料は、保険開始日～中途加入日時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在（中途加入日時点）の満年齢となります。
- 契約更新時は更新後の保険期間の初日時点での満年齢による保険料となります。
- 所得補償保険は「加入後1ヶ月以内に満年齢までご契約ください」。
- 保険金額は「加入後1ヶ月以内に満年齢までご契約ください」。
- 加入限度口数は「加入後1ヶ月以内に満年齢までご契約ください」。
- 年齢区分が「お読みください」ことになります。
- 年齢区分55～59歳の対象期間は、「一律、年間」となります。
- 年齢区分55～59歳の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。（2022年2月現在）

5|6 傷害総合保険 (24時間補償プラン)

日常生活のケガと日常生活での法律上の損害賠償責任を補償!

(国内外 24時間)

○ 保険の特長

■ 国内・国外・業務上・業務外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを24時間補償します。
※仕事中のみのプランも選択できます。

■ 入院、通院1日目から保険金をお支払いします。

■ オプションで日常生活において法律上の賠償を補償する「個人賠償責任補償」をセットすることができます。

■ オプションで法的トラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用を補償する「弁護のちから」をセットすることができます。

企業の福利厚生の内容や個人のニーズに応じて、2つのプランからお選びいただけます。

■ 仕事中補償プラン
通勤途上を含む仕事中の事故によるおケガを補償します。

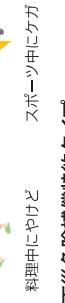
■ 24時間補償プラン
仕事中、プライベートを問わず、24時間補償します。

○こんな時にお役に立ちます

■ 基本補償

■ 傷害事故

日本国内・国外を問わず、交通事故はもちろん
急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります。



■ 天災危険補償特約タイプ

※天災危険補償特約とは…
天災事故(地震・噴火またこれらによる津波)が原因で生じた
傷害事故に対して、保険金をお支払いする特約です。(陪償事故は対象外です。)

弁護のちから
詳しく述べ13~17ページ



保険料と保険金額 (保険期間:1年間、団体割引20%、過去の損害率による割増20%)

保険料払込方法:12分割月払 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット(傷害総合保険全プラン共通)

		仕事中の(運動含む)補償プラン 就業中のみの危険補償特約セット						24時間補償プラン			
職種別	○ 加入コース	11	12	13	14	AA	AB	AC	AD		
	月払保険料	2,800円	2,300円	1,800円	1,300円	2,800円	2,300円	1,800円	1,300円		
	死亡・後遺障害保険金額(千元)	46,922	35,468	27,831	18,559	2,689	4,787	3,780	4,619		
	入院保険金額(円)	14,000	13,000	10,000	8,000	10,000	7,000	5,500	3,000		
	手術保険金										
	通院保険金額(円)	7,000	6,500	5,000	4,000	5,000	3,500	2,700	1,500		
職種別	○ 加入コース	21	22	23	24	BA	BB	BC	BD		
	月払保険料	3,100円	2,600円	2,100円	1,600円	3,200円	2,600円	2,100円	1,600円		
	死亡・後遺障害保険金額(千元)	6,734	5,816	4,796	7,243	1,950	1,950	3,342	2,674		
	入院保険金額(円)	12,000	10,000	8,000	5,000	7,000	6,000	4,000	3,000		
	手術保険金										
	通院保険金額(円)	6,000	5,000	4,000	2,000	4,000	3,000	2,000	1,500		

特定感染症特約プラン

特定感染症補償特約セット

		仕事中の(運動含む)補償プラン 就業中のみの危険補償特約セット						24時間補償プラン			
職種別	○ 加入コース	T1	T2	TAB	TAD	KAA	KAD				
	月払保険料	1,200円	1,400円	2,600円	2,000円	3,000円	3,000円				
	死亡・後遺障害保険金額(千元)	6,633	6,633	261	859	1,942	3,842				
	入院保険金額(円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000				
	手術保険金										
	通院保険金額(円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000				
職種別	特定感染症特約費用			—	—	—	—	300万円			
	○ 加入コース	T22	T2B	TBD	KBB	KBC					
	月払保険料	1,500円	1,600円	2,800円	2,600円	2,100円					
	死亡・後遺障害保険金額(千元)	1,955	1,955	591	385	1,019	2,727				
	入院保険金額(円)	3,000	3,000	7,000	4,000	6,000	4,000				
	手術保険金										
職種別	通院保険金額(円)	3,000	3,000	3,500	2,000	3,000	2,000				
	特定感染症特約費用			—	—	—	—	300万円			
	○ 加入コース	P1	L1								
	月払保険料	170円	650円								
	保険金額	1億円									
	弁護士委託費用(自己負担割合10%)										



オプション補償

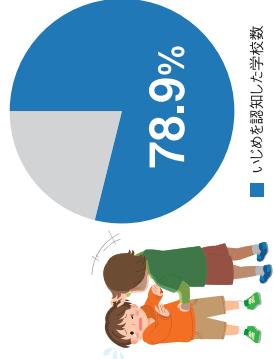
個人賠償責任補償	月払保険料	650円
弁護士費用(自己負担額1,000円)	法律相談費用	通算5万円限度
弁護士委託費用(自己負担割合10%)	弁護士委託費用	通算100万円限度

傷害総合保険種別別
A級:小売・卸売店主・医師・事務職、営業職、管理職、自動車整備士・カウンターサンスタンド販売員など
B級:農林業作業者・自動車運転者、建設作業者など
詳しくは13~17ページ

大阪府では、大阪府自転車条例の施行により、
2017年4月1より自転車保険への加入が義務化となりました。

あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ
いじめの認知(発生)件数の推移



もし私たちのちからになつてくれるものがあつたら…

ストーカー被害

音の交際相手から
ストーカー行為をされている

(件数)
20,000
10,000
0
2015 2016 2017 2018 2019 2020 (年度)

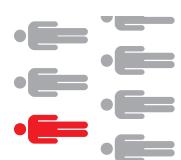
ストーカー事案は
6年連続2万件を
超えています。

出典：警視庁生活安全局生活安全企画課・刑事事務局捜査第一課
「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」



さまざまなもので潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などでの法的トラブルが起こったことはありますか？



「ある」と答えた方 約6.5人に1人

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなもので法的トラブルが起きています。
出典：平成21年内閣府大臣官房政策企画室「総合法律問題に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護士のちから」では捕縛対象となるないトラブル
(多重債務・交通事故など)も含まれています。

専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、

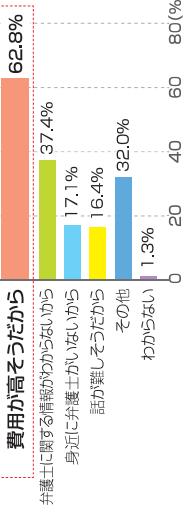
万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

●「身近に相談できる弁護士がない」という方が多いのが現状です。



相談できる弁護士がない 80.4%
相談できる弁護士がいる 18.8%
わからぬ 0.8%
全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？



●「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

SNSによる誹謗中傷
他にも…

インターネット通販詐欺

痴漢被害
通り魔被害

みんなの声にお応えして、

など

弁護のちから は あなたのちから になります！



“弁護のちから”が支える5つのトラブル

● 次の法的トラブルにあつたときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人、お子さま
被保険者ご本人、お子さま

次の1～3の法的トラブルについては、
被保険者ご本人に補償対象となります。
被保険者ご本人への各種費用が対象となります。

1. 人格権(侵害)^{(※2)(※3)}

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。
被保険者ご本人



4. 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きなどになった。
- 母かすべての遺産を兄弟に分かれていた遺産を兄弟に分けてなくなり、自分が相続してもらうと他の兄弟が侵害されてしまう。
- 昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分でだけに対応するにはこなれないので、弁護士に間にに入ってもらいたい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、会後は付きまわないと約束してくれた。

5. 離婚調停

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。



- 夫婦間での離婚調停がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかない状況になった。
- 子どもの将来のために養育の額について賠償の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きすることになった。

2. 被害事故

路上歩行中に他人が車を運転する目撃者であった。ケガをした。



- インター内外の渋滞の社会から、本物といつぱり、偽物のアラート音を鳴らす。
- 電車で痴漢被害を受けた。

3. 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具に水浸しちゃったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の建築を、地主が正當な理由もなく承諾してくれない。



以下のようなトラブルは保険のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利尿の過払請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償（※）

① 法律相談費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行ううえで、法律相談費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額
「保険金額（保険期間1年間ににつき）
通算 100万円 限度

■ 1つのトラブルに関する費用
弁護士委任にかかった費用
×(100%–自己負担割合 10%)

（※）日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行ううえで、弁護士委任費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額
「保険金額（保険期間1年間ににつき）
通算 5万円 限度

■ 1つのトラブルに関する費用
弁護士委任にかかった費用
×(100%–自己負担割合 10%)

（※）日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 – 1,000円（自己負担額） = 9,000円

弁護士委任費用保険金のお支払額
40万円×(100%–10%（自己負担割合）) = 36万円

合計 36万9,000円をお支払い

法律相談にかかった費用 1万円

弁護士委任にかかった費用 40万円
着手金 15万円、報酬金 25万円

合計 36万9,000円をお支払い

お支払事例①（人格権侵害に関するトラブル）

（※）法律相談費用保険金のお支払額
1万円 – 1,000円（自己負担額） = 9,000円

（※）弁護士委任費用保険金のお支払額
40万円×(100%–10%（自己負担割合）) = 36万円

合計 36万9,000円をお支払い

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

（※）弁護士委任費用（より委任契約の締結前に、相談から1人の事前の同意が必要となります。

お支払事例②（被害事故に関するトラブル）

歩道自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者が歩道に横断していくときに躊躇してしまった。

その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 1万円

弁護士委任にかかった費用 40万円
着手金 15万円、報酬金 25万円

合計 36万9,000円をお支払い

お支払事例③（被害事故に関するトラブル）

歩道自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者が歩道に横断していくときに躊躇してしまった。

その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 1万円

弁護士委任にかかった費用 50万円
着手金 15万円、報酬金 35万円

合計 45万9,000円をお支払い

「被害事故・燃がらせ相談窓口」

（※）金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

（※）相談できる弁護士が身近にいなければ安心！ 保険金のお支払いの対象となる場合で、弁護士の紹介をご相談いただくことができます。「弁護士の紹介」の保険金請求合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客様をご紹介します。

（※）被害事故や弁護士紹介が対象外となりますので、事故サポートセンターへお連絡をお願いします。

（※）本サービスは損保ジャパンの提携者が提供します。（注1）相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞かねます。（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞かねます。（注3）ご利用料日本国内からかかります。（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。（注5）「弁護士の紹介」の保険金をお支払する事が発生した場合は、下記が該当する事務所がセカンドオピニオン代請託にてご連絡ください。（注6）受付時間12時間（毎月365日 01:00～727～11時）

（※）人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察署等の公的機関または学校等の組織窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明であります。（注7）ご確認ください。（注8）保険金のお支払方法等重要な事項は、P.30以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

（注9）保険金のお支払方法等重要な事項は、P.31をご確認ください。

（注10）保険金のお支払方法等重要な事項は、P.31をご確認ください。

（注11）保険金のお支払方法等重要な事項は、P.31をご確認ください。

（注12）保険金のお支払方法等重要な事項は、P.31をご確認ください。

（注13）保険金のお支払方法等重要な事項は、P.31をご確認ください。

（注14）保険金のお支払方法等重要な事項は、P.31をご確認ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

1 病気の保険 2 がん保険・3 4 所得補償保険にご加入される皆さまへ

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合）は中途中止時）よりも前に、原因事故が発生していた場合は保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルが保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払します。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人等数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【告知に関するご注意事項】

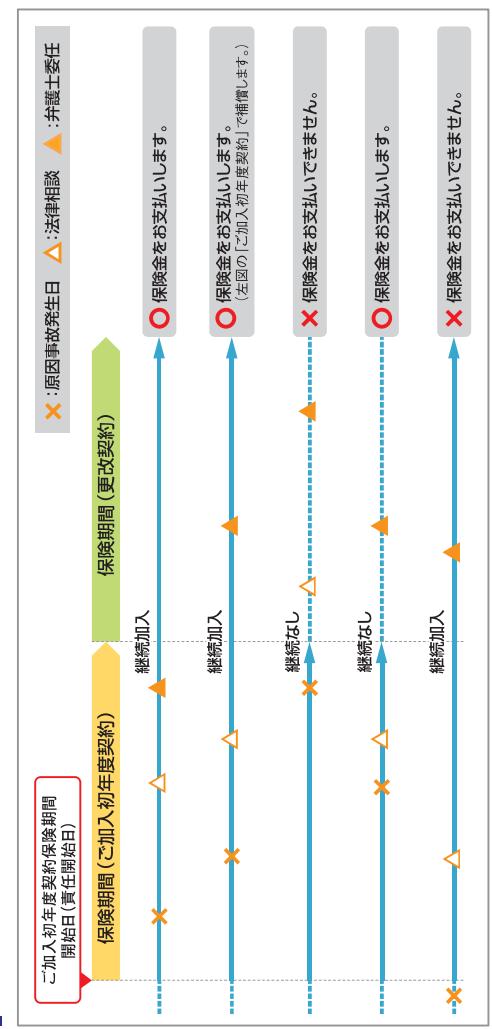
○ 告知書の内容によりご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

1. I 欄の病気について

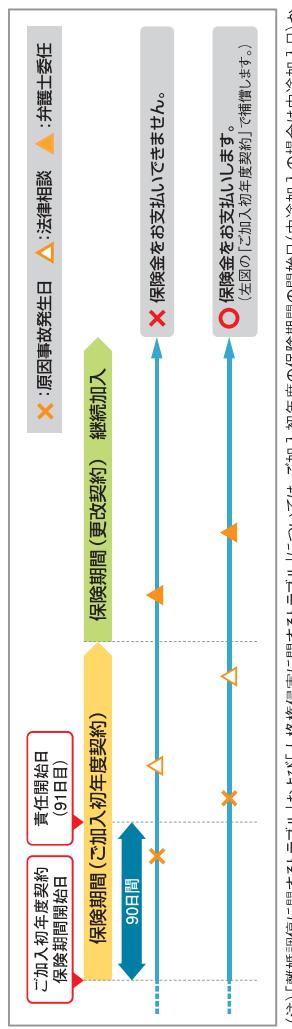
2. II 欄の病気について

告知日現在から過去2年以内に医師の治療（薬の服用の指示、指導を含みます。）を受けたり、医師から病気の指摘（経過観察中を含みます。）を受けた方

「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）



「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合は保険責任の開始（イメージ図）



【疾病・症状一覧表】※ I 欄に該当がある方はご加入いただけません。

○ 告知書の内容によりご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただくことがあります。

1. I 欄の病気について

2. II 棚の病気について

告知日現在から過去2年以内に医師の治療（薬の服用の指示、指導を含みます。）を受けたり、医師から病気の指摘（経過観察中を含みます。）を受けた方

ご加入いただけません。

※ I 棄に該当がある方はご加入いただけません。

疾病群	I 棄	I 棄	II 棄	I 棄	II 棄
疾患群	I 棄に該当がある方はご加入いただけません。				
A 胃・腸の病	（※1）性大腸炎・胃炎（※2）性大腸炎・胃炎	（※1）性大腸炎・胃炎	（※1）性大腸炎・胃炎	（※1）性大腸炎・胃炎	（※1）性大腸炎・胃炎
B 肝・胆の疾	肝硬変・慢性肝炎・肝炎	肝硬変・慢性肝炎・肝炎	肝硬変・慢性肝炎・肝炎	肝硬変・慢性肝炎・肝炎	肝硬変・慢性肝炎・肝炎
C 腎・尿器の疾	腎不全・腎臓炎	腎不全・腎臓炎	腎不全・腎臓炎	腎不全・腎臓炎	腎不全・腎臓炎
D 気管・肺の疾	結核・肺結核症	結核・肺結核症	結核・肺結核症	結核・肺結核症	結核・肺結核症

疾病群	I 棄	II 棄
疾患群	I 棄に該当がある方はご加入いただけません。	I 棄に該当がある方はご加入いただけません。
E 脳血管・循環	脳卒中（脑梗塞・脳出血）	脳卒中（脑梗塞・脳出血）
F 腰・脊椎の疾	腰痛	腰痛
H 眼の病	眼の病	眼の病
I ご婦人の疾	乳頭内膜症	乳頭内膜症

※ A群を補償対象外としてご加入いただけます。
※ A群を補償対象外としてご加入いただけます。
※ A群を補償対象外としてご加入いただけます。
※ A群を補償対象外としてご加入いただけます。
※ A群を補償対象外としてご加入いただけます。

1 病気の保険、2 がん保険

手術保険金の対象となる手術と対象とならない手術

支払対象となる手術は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表^(※1)による支払対象となりませんので、ご注意ください。

ただし、以下のようないままでの手術

【支払対象外とする例】・既んでいたり傷口が癒合した等、花粉症の治療のため鼻の粘膜をレーザーで焼く手術等
（※1）手術が既に前に行なわれている場合については、保険金をお支払いできません。
（※2）医科診療報酬点数表による支払対象としている診療行為でも、医科診療報酬点数表において手術料の算定対象とならない診療行為は支払対象外となります。
（※3）手術料の算定対象となっている注射は除きます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合】(続)

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾患等対象外契約について
・告知書で告知していることでござりますが、加入をお断りする場合や、特別な条件付きで加入いただける場合があります。特に年齢や補償対象外とする疾患群について補償対象外とするのは、「特定疾患等対象外契約」により、特定の疾患群について補償対象外とする条件付きで加入いただけます。

※例えば「腰・脊椎・筋肉の疾患」告知書記載の疾患有関わらず、腰・脊椎の疾患有はすべて補償の対象外となります。

・特定疾患等対象外とした条件での契約を廻避される場合、継続契約においても、原則として特定疾患等対象外特約がセトトされます。

・ご連絡時に補償対象外とする疾患群が完治してから1年以上経過されている場合、詳しくお問い合わせください。

用語のご説明

用語の定義

用語	傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの者が事由に該当した場合	①故意または重大な過失 ②争戦、外因の武力行使、暴動(テロ行為)。 ③核燃料、原子炉等の使用燃料を含みます。 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染などによるときは、保険金をお支払いしません。
被保険者自身であります。ただし、支払事由に前回該当した日からその後その日の日を含め1年以上であります。ただし、支払事由に該当したこと。	※他の人が保険金をお支払いいたしましたときには、保険金をお支払いしません。
⑤他の人が保険金をお支払いいたしましたときには、保険金をお支払いしません。	
三犬疾患診断 保険金	⑥初めにがんと診断確定されたこと。 ア初めてがんと診断確定されたことに伴うがんが認められない状態となり、その後初めてがんの再発または転移などと診断確定されたこと。 イ原発がん ^(※) が、治療したことによりがんが認められない状態となり、その後初めてがんの再発または転移などと診断確定されたこと。 ウ原発がん ^(※) が、治療したことによりがんが新たに生じたものと診断確定されたこと。 ⑦急性心筋梗塞などを併発し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ⑧臓器卒中(くも腫下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。
(※)別年度契約からこの保険契約までの運営した結果契約の、すれかの保険期間中にすでに診断確定された方がいります。	⑨別年度契約からこの保険契約までの運営した結果契約の、すれかの保険期間中にすでに診断確定された方がいります。

保険金の種類	保険金をお支払いできる主な場合
被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの者が事由に該当した場合	①故意または重大な過失 ②争戦、外因の武力行使、暴動(テロ行為)。 ③核燃料、原子炉等の使用燃料を含みます。 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染などによるときは、保険金をお支払いしません。
被保険者自身であります。ただし、支払事由に前回該当した日からその後その日の日を含め1年以上であります。ただし、支払事由に該当したこと。	※他の人が保険金をお支払いいたしましたときには、保険金をお支払いしません。
⑤他の人が保険金をお支払いいたしましたときには、保険金をお支払いしません。	
三犬疾患診断 保険金	⑥初めにがんと診断確定されたこと。 ア初めてがんと診断確定されたことに伴うがんが認められない状態となり、その後初めてがんの再発または転移などと診断確定されたこと。 イ原発がん ^(※) が、治療したことによりがんが新たに生じたものと診断確定されたこと。 ウ原発がん ^(※) が、治療したことによりがんが新たに生じたものと診断確定されたこと。 ⑦急性心筋梗塞などを併発し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ⑧臓器卒中(くも腫下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。
(※)別年度契約からこの保険契約までの運営した結果契約の、すれかの保険期間中にすでに診断確定された方がいります。	⑨別年度契約からこの保険契約までの運営した結果契約の、すれかの保険期間中にすでに診断確定された方がいります。

介護一時金	保険期間中に、健康や傷害などにより所定の要介護状態 ^(※) になった日から1ヶ月を含めて90日を超えて継続した場合は、保険金を支給します。
(※)別年度契約からこの保険契約までの運営した結果契約の、すれかの保険期間中にすでに診断確定された方がいります。	①故意または重大な過失 ②争戦、外因の武力行使、暴動(テロ行為)。 ③核燃料、原子炉等の使用燃料を含みます。 ④先天性異常 ⑤地雷、爆弾等のこれらによる津波、 ⑥核爆発物質等によるもの ⑦地図、地図地図等によるもの ⑧無資格運送、酒類等の輸送によるもの ⑨地図、地図地図等によるもの ⑩妊娠、出産 ⑪ヒングル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ロングクライミング(フリークライミング)含みます。、登山の壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(搭乗)として機体運転する場合を除きます。(ハンマークライマー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故) ⑫運転、原動機付自転車等による船、競争、競走、運行、これらに準ずるもの及び練習等を除きます。(の間の事故) ⑬競争、出走
先進医療 費用保険金	①先進医療を受けた場合、一定の施設報酬点数表に記載の医療行為のうち、一定の施設基盤を満たした病院等が厚生労働省ホームページで示す(※)医療行為を除きます。
(※)別年度契約からこの保険契約までの運営した結果契約の、すれかの保険期間中にすでに診断確定された方がいります。	②先進医療を受けた場合、一定の施設基盤を満たした病院等が厚生労働省ホームページで示す(※)医療行為を除きます。 ③公的医療保険制度における医療費請求額の算定対象として列挙されている「参考基準治療料の算定対象」といいます。 ④公共医療保険制度における医療費請求額の算定対象として列挙されている「参考基準治療料の算定対象」といいます。 ⑤第一回または第二回の、すれかに該当する診療行為です。
治療	⑥公的医療保険制度における医療費請求額の算定対象として列挙されている「参考基準治療料の算定対象」といいます。 ⑦先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による治療行為 ^(※) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisintoho/isei/sensinryo/kikan.html)

保険期間中に傷病または疾病を抱り、被保険者が日本国内外で医療費 ^(※) を受けたことにより負担したため先進医療 ^(※) の技術料や機器料等に相当する費用等を先進医療等費用保険金を限度でお支払いします。	①初年度契約が完了した後、被保険者が日本国内外で医療費を受けたことにより負担したため先進医療等費用保険金を限度でお支払いします。
(※)別年度契約からこの保険契約までの運営した結果契約の、すれかの保険期間中にすでに診断確定された方がいります。	②先進医療を受けた場合、一定の施設基盤を満たした病院等が厚生労働省ホームページで示す(※)医療行為を除きます。
保険期間中に傷病または疾病を抱り、被保険者の親族の万が難病祭費用を担当され、そのため負担した費用をお支払いします。	③公的医療保険制度における医療費請求額の算定対象として列挙されている「参考基準治療料の算定対象」といいます。
(※)別年度契約からこの保険契約までの運営した結果契約の、すれかの保険期間中にすでに診断確定された方がいります。	④公共医療保険制度における医療費請求額の算定対象として列挙されている「参考基準治療料の算定対象」といいます。
疾病葬祭費用 保険金 (注)	⑤第一回または第二回の、すれかに該当する診療行為です。

(注) 補償内容が同様の契約 ^(※) がある場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事例については、補償からでも補償されますが、いざれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。
(※)保険料の支払方法や自動車保険などは他社との契約を含みます。
(※)契約の範囲を超過する場合は、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがあります。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合)

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	事業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頃書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いたしません。(※)骨髄採取手術(組織の繊維に障害がある者に対する骨髓幹細胞を移植すること目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。)
就業不能	身体障害を除し、その身体障害の治療のために入院(以外で医師の治療を受けていること)または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頃書等記載の職業または職務全く從事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払する期間)(※)×(※)支払対象外期間	被保険者の就業ができない期間(保険金額=保険金のお支払い額)と、支払対象外期間の合計です。
所得補償(※)	●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いません。 ①自殺行為。 ②暴力行為(あくへん、鬼(き)、刃(いん)、シナー等の使用)。 ③麻薬(マダラム)、大麻(だいま)、覚醒剤(かくせいけい)等の薬物の目的として医師が用いた場合は競争行為。 ④妊娠(けいしん)、出産(しゆさん)または産褥(さんじゆ)。 ⑤被保険者の職業または職務によるもの(例えば、核燃料物質等によるもの等)。 ⑥医療的(ひりょうてき)な原因による就業不能に対しても、保険金をお支払しません。 ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払しません。 ①気管支炎(きもんしやん)等の呼吸器(こきゅうき)疾患(せいかん)。 ②地震(じしん)による津波(つば)等の自然災害(しぜんさいがい)。 ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払しません。 ③原動機(げんどうき)自動車(じどうしゃ)の運転(うんてん)事故(じゆじやく)。
傷害(ケガ)	●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払しません。 ④精神(じみん)的(てき)な原因が被保険者の身体(身體)の外からの作用(よのやく)による事故(じゆじやく)等のないもの(※)。
所得	加入依頃書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与(給料)等の所得、事業所得または被保険者から就業不能となることにより支出を免(めん)らざる取扱(とりあて)い。
身体障害	傷害(傷害の原因となつた事故を含みます。)および疾病(あわせて身体障害)をいいます。
対象期間	(※)骨髄採取手術を含みます。
入院	●次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因によって発生した事故の時。 ②骨髄(こくずい)等について、医師の診断により初めて発見された時は、先天性異常につけられました。先天性異常の場合は、確認検査を受けた時の日数をいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頃書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。

そ の 他 ご 注意いただきたいこと

●特定疾患等対象外特約について
・告知書で告知いただいた内容により加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただいく場合には、「特約」が適用されます。ただし、ご契約からお届けまで保険金をお支払われることはありません。
※被保険者の既往の病歴(既往の病歴)の場合は、特定の疾患等に対する保険金のお支払いを受けることがあります。
※特定疾患等が既往の病歴(既往の病歴)の場合は、保険金のお支払いを受けることがあります。
・ご加入いただいた場合、被保険者の既往の病歴(既往の病歴)の場合は、保険金のお支払いを受けることがあります。
※被保険者の既往の病歴(既往の病歴)の場合は、保険金のお支払いを受けることがあります。
・ただし、被保険者の年齢(年齢)が満60歳(満60歳)以上である場合は、保険金のお支払いを受けることがあります。
※被保険者の年齢(年齢)が満60歳(満60歳)以上である場合は、保険金のお支払いを受けることがあります。

○補償対象外となる疾患群が複数の場合は、該疾患群が「F群(腰椎(腰椎)疾患)」が補償対象外となつた場合など

・該疾患群が同様のご契約(※)が他の一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償対象外となる疾患群が複数あることがあります。ご加入にあたっては、保険金のお支払いを受けることがあります。

・該疾患群が同様のご契約(※)が他の一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、保険金のお支払いを受けることがあります。

・該疾患群が同様のご契約(※)が他の一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、保険金のお支払いを受けることがあります。

・該疾患群が同様のご契約(※)が他の一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、保険金のお支払いを受けることがあります。

・該疾患群が同様のご契約(※)が他の一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、保険金のお支払いを受けることがあります。

・該疾患群が同様のご契約(※)が他の一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、保険金のお支払いを受けることがあります。

・該疾患群が同様のご契約(※)が他の一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、保険金のお支払いを受けることがあります。

※被保険者が加入する公的医療保険制度

85%以下

50%以下

40%以下

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合】

【オプション補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いでない主な場合
被保険者が、保険期間中の原因事故によって生死した以下から5までのいずれかに該当するトラブル ⁽¹⁾	【金トラブル】 (1)故意・重大過失または過失による損害賠償請求権 ⁽²⁾ ②被保険者または弁護士委任費用が負担される場合 ③賠償額大額 ④裁判等による争議 ⑤地図、電子地図等による誤認 ⑥国または公団体の強制執行または即時強制執行 ⑦財物の火災・自然の消耗または性質によるさび、及び、変色、ねずみ食い等 ⑧被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽³⁾ ⑨主として被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽⁴⁾ ⑩被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽⁵⁾ ⑪債務整理および金銭消費貸借契約による特約による精神的苦痛によるトラブルを除く ⑫賠償請求権による争議 ⁽⁶⁾ ⑬被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽⁷⁾	【金トラブル】 (1)故意・重大過失または過失による損害賠償請求権 ⁽¹⁾ 得て、被保険人または弁護士委任費用が負担される場合 ⁽²⁾ ②被保険者または弁護士委任費用が負担される場合 ⁽³⁾ ③被保険者または弁護士委任費用が負担される場合 ⁽⁴⁾ ④故意・重大過失または過失による損害賠償請求権 ⁽⁵⁾ ⑤地図、電子地図等による誤認 ⁽⁶⁾ ⑥国または公団体の強制執行または即時強制執行 ⁽⁷⁾ ⑦財物の火災・自然の消耗または性質によるさび、及び、変色、ねズミ食い等 ⁽⁸⁾ ⑧被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽⁹⁾ ⑨主として被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽¹⁰⁾ ⑩被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽¹¹⁾ ⑪債務整理および金銭消費貸借契約による精神的苦痛によるトラブルを除く ⁽¹²⁾ ⑫賠償請求権による争議 ⁽¹³⁾ ⑬被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽¹⁴⁾ ⑭被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽¹⁵⁾ ⑮被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽¹⁶⁾ ⑯被保険者または被保険者の親権者とする未満の子の賠償請求権 ⁽¹⁷⁾
被保険者から有事害がある場合 ⁽¹⁾ 、保険料を支払います。	■ 海外旅行で「後遺障害保険金」に入院保険金・通院保険金および算定特約(※1)が支払えます。 ■ 特定感染症危険保険金(入院保険金・通院保険金における算定特約)は支払えません。	■ 「急激かつ偶然な出来事」について、死をもたらす事故(以下「事故」といいます)によりケガが発生した場合は、被保険者がその職業または業務に從事している間に(通常勤務上)を含みます。) ■ 「急激かつ偶然な出来事」について、死をもたらす事故(以下「事故」といいます)によりケガが発生した場合は、被保険者がその職業または業務に從事している間に(通常勤務上)を含みます。
間違の間違のないことを意味します。	■ 偶然にて、ケガの原因となる他の原因によって死をもたらす事故(以下「事故」といいます)によりケガが発生した場合は、被保険者自身の故意によるものではありません。	■ 偶然にて、ケガの原因となる他の原因によって死をもたらす事故(以下「事故」といいます)によりケガが発生した場合は、被保険者自身の故意によるものではありません。
（注）靴下は、車酔い・熱中症・しみやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	（注）靴下は、車酔い・熱中症・しみやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	（注）靴下は、車酔い・熱中症・しみやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます)によりケガを受けた場合等に、保険金をお支払いします。 （注1）仕事からケガがあり、保険料を支払います。 （注2）身体外部から有事害がある場合 ⁽¹⁾ 、保険料を支払います。 ■ 有事害とは、ある事象が原因で、保険料を支払うべき事象です。 ■ 特定感染症危険保険金(入院保険金・通院保険金における算定特約)が支払えません。	【死亡保険金の額】 事故により命が失われ、事故の発生の日からその後6ヶ月以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その額を差し引いてお支払いします。 【死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額】 事故により命が失われ、事故の発生の日から6ヶ月以内に死亡した場合、その額を差し引いてお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金額は、保険料を支払った年金額(4%)と100%の合算額とお支払いします。	【死亡保険金の額】 事故により命が失われ、事故の発生の日からその後6ヶ月以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その額を差し引いてお支払いします。 【死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額】 事故により命が失われ、事故の発生の日から6ヶ月以内に死亡した場合、その額を差し引いてお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金額は、保険料を支払った年金額(4%)と100%の合算額とお支払いします。
（注）死後遺障害保険金を支払うことはできません。	（注）死後遺障害保険金を支払うことはできません。	（注）死後遺障害保険金を支払うことはできません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象ではありません。

2. ご加入時ににおける注意事項【告知義務等】

【新・団体医療保険】

ご加入は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書に記載いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●判断を誤る場合、現在の健康状態

★被保険者の過去の健康状態、現在の健康状態

●告知事項は被保険者が「認識している疾患、症状等が「疾患・症状一覧表」にある疾患、症状等と一致するもの」であることを示すものと同一と判断される場合には、告知が必要です。【疾患・症状一覧表】

●告知事項について、事実を記入された場合は事実と異なることを記入された場合は、告知が誤解されることがあります。【疾患・症状一覧表】

●他の保険契約等（※1）との加入状況

（※1）他の保険契約等とは、医療保険の全額を支払ひます。

●加入依頼書・告知書の記載内容に間違いかないか十分ご確認ください。

●「告知事項」は次のとおりです。

＊頭を押さ話し、または資料提示されただけでは、告知していただけないとあります。

＊告知事項について、事実を正確にご回答していただけないとあります。

＊告知事項は、被保険者による事実を含みます。

●「告知事項」は次のとおりです。

★被保険者の過去の傷害歴

●告知事項は、「既往の傷害歴などと一致しないもの」であることを示すものと判断される場合には、告知が必要です。【疾患・症状一覧表】

●告知事項は「既往の傷害歴などと同一の傷害、疾病等が「疾患・症状一覧表」に該当しない場合のみ」であることを示すものと同一の傷害、疾病等が「疾患・症状一覧表」に該当しない場合のみです。

●他の保険契約等（※1）との加入状況

（※1）他の保険契約等とは、所管機関の主たる保険契約または共済契約といいます。

●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことがあります。

●告知事項について、事実を記入された場合は事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除するなどや、保険金をお支払いできないことがあります。

●保険金の支払は、被保険者または共済契約または共済契約といいます。

●「告知事項」は、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載内容によりて被保険者が「被保険者による事実を含む」とあります。

●「告知事項」は、被保険者による事実を示すものと同一の傷害、疾病等が「疾患・症状一覧表」に該当しない場合のみです。

●「告知事項」は、既往の傷害歴などと同一の傷害、疾病等が「疾患・症状一覧表」に該当しない場合のみです。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただきやすく保険商品をお客さまのご意向に向つてお手数ですが、重要な事項を正しく記入していることをお客さま自身に確認していただきためのものです。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、ハシフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セッテされる特約
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返い金・契約者配当金がないこと
- 保険期間

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いする際に必要な項目です。
内容をよご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

【各種目共通】

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ハンプレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認くださいましたか。
- 以下の「補償重複についての注意事項」をご確認くださいましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償者が同様のご要約が他にあります場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険額をご確認ください。

【所持車種別】

本人の「職種級別」は正しいですか。
□職種級別にご加入になる方のご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ごましに記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のご確認ください】

□保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前（2か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらためた設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【傷害総合保険において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の職種級別】

□職種級別は正しいですか。
□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の職種級別は正しいですか。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●幹事取扱代理店 大阪中央合同会社 相当窓口：北川 TEL 06-6949-4371 FAX 06-6949-4372 (受付時間 平日の午前9時から午後5時まで) 〒540-0029 大阪市中央区本町筋2番5号 マイペースおおさか6階	●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部第一課 TEL 06-6449-1050 FAX 06-6449-1388 (受付時間 平日の午前9時から午後5時まで) 〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-1-14	●指定紛争解決機関 損保ジャパンは、保険業に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と連携してを行っています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター(heimer.jp)にてお問い合わせください。 〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-1-14 (受付時間 平日の午前9時から午後5時まで) http://www.sompoadr.jp/	●事故サポートセンター0120-727-110 (受付時間24時間365日) 「事故サポートセンターは、ただちに損保ジャパンへ、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
--	--	---	---

3 お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認ください。

□特に注意喚起情報には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにあって不利となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

□お客さまにとって必ずご確認ください。
□お客さまにご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の職種級別は正しいですか。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店ご経営いただいて有効に成立した契約的権利を、引受保険会社と直接契約いただいたいになります。

●このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である保険会社とご連絡ください。(ご契約内容が異なつたり、公式ウェブサイトに記載されていない商品もあります。)ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、3ヵ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。